

答申第 1179 号

諮問第 1842 号

件名：留置管理規程等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 11 月 10 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 11 月 11 日に愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）情報公開窓口に行行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

当該開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として、「愛知県警察の刑事留置施設において、被疑者・被告人が刑事留置施設職員（留置業務管理者を含む）に対して筆記具（ペンを含む）の貸与を求めた場合の貸与の許否を判断するにあたって依拠すべき通達、内規、その他の準則が記載されたすべての行政文書（ただし、本日時点で有効なものに限る。）」と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書（以下「対象文書」という。）について確認し、愛知県警察留置管理規程（令和 6 年 1 月 30 日

付け、愛知県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）及び被留置者に貸与又は支給する物品（令和3年6月24日付け、総留発乙第349号。以下「通達乙」という。）が対象文書の要件を満たすものと認められ、警察本部総務部留置管理課（以下「留置管理課」という。）において管理するこれらの文書を対象文書と特定した。

なお、訓令及び通達乙はいずれも警察本部各所属及び愛知県内の全ての警察署で保存されているものと見込まれたが、全く同一の文書を多額の費用を負担して写しの交付を求めるものとは通常考え難いことから留置管理課で保存する訓令及び通達乙のみを対象文書と特定している。本件開示請求がこれら重複する文書についても開示を求める趣旨であれば、追加の開示決定を行うことは可能であることを念のため申し添える。

(ウ) 本件処分

対象文書のうち、訓令には条文の一部に留置施設からの逃亡等を誘発し、その実行を容易とする情報が含まれており、条例第7条第4号に定める不開示情報に該当するものであった。

通達乙には個人に割り当てられた警察電話番号が記載され、公にすると警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれており、条例第7条第6号に定める不開示情報に該当するものであった。

以上のことから、処分庁はそれぞれ条例第11条第1項に基づき、一部を不開示とする決定をし、本件処分を行った。

(エ) 本件審査請求の提起

審査請求人は、本件処分に対して取消し及び追加の開示を求める趣旨により本件審査請求を提起し、その理由は「実施機関が不開示とした文書(特に令和6年7月中に各警察署へ送付された文書)の中には、保管期間が既に過ぎているものが含まれているが、保管期間が過ぎているとしても愛知県内のいずれかの警察署において内容を確認できるものとして存在するのであれば、不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。開示された行政文書以外の対象となるべき行政文書の開示をも開示するよう求める。」という主張であった。

(オ) 本件開示請求の補正及び追加処分の決定

本件審査請求を受け、処分庁は本件処分の適否を検討したところ、本件審査請求書において審査請求人は特定の文書を指摘し、当該文書が本件開示請求の対象文書に含まれる旨主張しているものと解された。しかしながら、審査請求人が指摘する文書は本件開示請求の「依拠すべき通達、内規、その他の準則」には該当しないため、対象文書と特定できないことから、本件審査請求が当該文書の開示を求める趣旨で

あれば、本件開示請求を補正し、当該文書を求める旨も加筆すれば追加の開示決定は可能であるとの結論に至った。

令和7年3月7日、留置管理課の職員が、審査請求人に上記検討内容を伝え、補正の参考事項として処分庁が想定する文書名等を説明したところ、審査請求人は、当該文書が本件審査請求で開示を求める文書に合致していること及び請求内容の補正の必要性について了承した。これに併せて、当該補正により本件審査請求の趣旨が達成されているのであれば、審査請求の取り下げを行うよう審査請求人に依頼し、取下書の様式を送付する旨を伝えたところ、これも審査請求人は了承した。同日、留置管理課の職員は職権により本件開示請求の補正を行い、補正後の開示請求書及び取下書の様式を審査請求人に送付した。

この補正により本件開示請求の内容は、「愛知県警察の刑事留置施設において、被疑者・被告人が刑事留置施設職員（留置業務管理者を含む）に対して筆記具（ペンを含む）の貸与を求めた場合の貸与の可否を判断するにあたって依拠すべき通達、内規、その他の準則が記載されたすべての行政文書（ただし、本日時点で有効なものに限る）。令和6年7月22日付留置管理課指導室長メモ（留置管理課保管のもの）」と補正された（以下、この内容のうち、「令和6年7月22日付留置管理課指導室長メモ（留置管理課保管のもの）」の記載を「補正後開示請求」という。）。

処分庁は、この補正を受け、補正後開示請求の対象文書を留置管理課が保管する「令和6年7月22日付留置管理課指導室長メモ」（以下、この文書を「追加対象文書」という。）と特定し、条例第11条第1項により行政文書開示決定（令和7年3月21日付け総留発第1554号）を行った（以下、この処分を「追加処分」という。）。

（カ）追加処分後の対応

追加処分後、審査請求人から開示の実施の申出も取下書の提出もなかったため、審査請求人の意思を確認すべく数度の電話連絡を実施したものの応答がなく、約2か月が経過した令和7年5月30日に、審査請求人より追加対象文書の写しの交付費用等が郵送により送付された。しかしながら取下書の提出はなかったため、審査請求人に追加対象文書の写しを送付し、引き続き取下書の提出を待つこととした。

（キ）弁明手続の開始

その後、審査請求人から取下書の提出がないため、留置管理課の職員から審査請求人に対し、数度にわたり電話連絡を実施したがいずれも応答がなかった。令和7年7月4日に審査請求人から留置管理課に電話があったため、取下書の提出について確認したところ、「追加対象文書が本件審査請求で開示を求める文書である。本件審査請求を取り

下げるつもりであった。しかしながら県下の留置施設で筆記具の貸し出しについて別の留置施設でも同様な事案が発生したため本件審査請求の取り下げは引き続き検討したい。検討を終える期日は約束できないので、審査請求の審理は進められたい。」旨の回答であったため、処分庁は、審査請求人が審査請求の取り下げ意思を撤回したものと解し、弁明の手続を開始することとした。

イ 対象文書について

(ア) 訓令は、愛知県警察における留置管理業務に必要な基本的事項を定め、もって留置管理業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を期することを目的としたものである。訓令の第 37 条において物品の貸与に関して規定されている。

(イ) 通達乙は、訓令第 37 条等の規程に基づき、被留置者に貸与又は支給する物品の品目及びその貸与又は支給基準について定めることを目的としたものである。被留置者に貸与する日用品の品目等が定められており、この中に文房具に関する項目も含まれている。

(ウ) 追加対象文書は、留置施設で公費により準備した筆記具の貸与について、一部の留置施設において誤った運用がなされていたことを受け、留置管理課指導室長から各留置主任官に向けて発出された文書である。その内容は、すでに明らかとなっている刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 186 条の趣旨を再確認し、一部の留置施設の誤った取扱を例示し、法第 186 条の趣旨を徹底するよう改めて周知したものである。そのため、追加対象文書はあくまでも法第 186 条の趣旨を再度周知したものに過ぎず、新たに法令解釈を示したり、命令や方針を規定したのではない。

ウ 行政文書の種類

愛知県警察における行政文書は愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令第 27 号。以下「規程」という。）により必要な事項が定められている。

規程第 4 条に行政文書の種類が定められ、次のとおりとなっている。

(ア) 公安委員会の行政文書 愛知県公安委員会行政文書管理規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 3 号）第 3 条に掲げるもの

(イ) 訓令 警察本部長が職務運営の基本的事項について部下職員を指揮命令するもの

(ウ) 通達甲 警察本部長が発する次に掲げるもの

a 職務運営の方針その他の細目的事項について部下職員を指揮命令するもの

b 法令、条例又は規則の統一的解釈、運用方針等について示達する

もの

(エ) 通達乙 部長（名古屋市警察部長を含む。以下同じ。）が発する次に掲げるもの

a 部長の掌理する事務に係る職務運営の方針その他の細目的事項について警察本部長の命により所属長及びその部下職員を指揮命令するもの

b 法令、条例又は規則の統一的解釈、運用方針等の細目的事項について示達するもの

(オ) 課示等（課示、室示、隊示、所示、場示、校示及び署示をいう。以下同じ。）所属長が所属における職務運営の基本的事項及び方針その他の細目的事項について部下職員を指揮命令するもの

(カ) 告示 警察本部長又は警察署長が法令、条例又は規則の規定に基づく行政処分を公示するもの

(キ) 公告 告示以外のもので警察本部長又は警察署長が公示するもの

(ク) 一般文書 次に掲げるもの

a 許可、認可等の行政処分に係る行政文書

b 照会、依頼、連絡、通知その他これらに類するものに係る行政文書

c 回答、報告、諮問、進達、副申、申請その他これらに類するものに係る行政文書

d 契約書、争訟関係文書、議案書、議事録、儀礼文書、要望書、陳情書、証明書その他これらに類するものに係る行政文書

(ケ) その他 復命書、辞令書その他前各号に該当しない行政文書

本件開示請求は「依拠すべき通達、内規、その他の準則」と記載されており、愛知県警察の職員が職務の遂行において遵守すべき義務及び基準を定めた文書を請求しているものと解され、上記のうちこれに該当する種類の行政文書は訓令、通達甲、通達乙及び課示等となる。対象文書はこれらの種類の行政文書から本件開示請求に合致するものを探索し、特定したものであり、追加対象文書がこれらに合致しないことは明らかである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、不開示とした文書がある旨主張しているが、本件開示請求に対する処分は本件処分のみであるところ、本件開示請求において特定した文書は本件処分によって全て決定されており、他に条例第 11 条第 2 項による不開示決定は行っておらず、不開示とした文書はない上、本件開示請求の「依拠すべき通達、内規、その他の準則」に該当する行政文書の種類は上記(1)ウで述べたとおりであり、これらの種類の行政文書から対象文書を残らず特定している。

そうであるところ、本件審査請求が提起された後、上記(1)ア(オ)のとお

り、審査請求人が開示を求める文書について開示がなされるよう請求内容の補正を行い、上記(1)ア(カ)、(キ)のとおり、審査請求人は追加対象文書を受領し、本件審査請求により開示を求めた文書であることを確認しているものであるから審査請求人の主張は理由がない。

さらに、審査請求人は保存期間が超過した後も処分庁が管理を継続している何らかの文書について、これを不開示とされたため開示を求める旨の主張をしているようである。しかしながら本件開示請求は「(ただし、本日時点で有効なものに限る)」との条件が付されており、そもそも審査請求人は保存期間が満了し、効力を喪失した文書を請求していないのであるから、その記載内容とは異なる条件により開示文書の特定を行うことを求める審査請求人の主張は理由がないものと言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分に関する審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、本件開示請求に対して令和6年11月18日付けで決定を行っており、請求内容追加後の開示請求に対して令和7年3月21日付けで決定を行っている。

審査請求人は令和6年11月18日付けの決定に対して審査請求を行っており、審査請求書において「開示された行政文書以外の対象となるべき行政文書の開示を求める。」と主張していることから、本件開示請求に対する本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、留置管理課で管理する文書のうち、愛知県警察の刑事留置施設において、被疑者等が刑事留置施設職員に対して筆記具の貸与を求めた場合の貸与の許否を判断するにあたって依拠すべき通達、内規、その他の準則の開示を求めるものと解される。

処分庁によれば、本件行政文書のうち訓令は、愛知県警察における留置管理業務に必要な基本的事項について定めており、同訓令の第37条に物品の貸与に関する規定が定められているとのことである。また、本件行政文書のうち通達乙は、訓令第37条等の規程に基づき、被留置者に貸与又は支給する物品の品目及びその貸与又は支給基準について定められており、この物品の項目には文房具に関する項目も含まれているとのことである。

当審査会において本件行政文書を確認したところ、愛知県警察の刑事留置施設において、被疑者等が刑事留置施設職員に対して筆記具の貸与を求めた場合の貸与の許否を判断するにあたり依拠すべき内容の記載がある訓令及び通達であることから、本件開示請求の請求内容に合致する文書であると認められる。

イ また、審査請求人は審査請求書で令和6年7月に各警察署へ送付された文書の開示を求める旨を主張している。

そこで、当審査会において処分庁に確認したところ、令和6年7月に各警察署へ送付された文書として追加対象文書を令和7年3月21日付けで別途決定しており、追加対象文書は一部の留置施設において誤って運用されていた取扱いについて、各留置施設に対して誤った認識で対応させないために、法第186条の趣旨を再度周知したメモに過ぎず、開示請求書に記載のある「依拠すべき通達、内規、その他の準則」にはあたらないため、本件開示請求の請求内容に合致しないとして特定しなかったとのことである。

当審査会において検討したところ、追加対象文書は留置管理課指導室長から各留置主任官に向けて法第186条の趣旨を再度周知するために発出された文書であって、開示請求書に記載のある「依拠すべき通達、内規、その他の準則」にあたるもまではいえず、本件開示請求の請求内容に合致する文書であるとは認められない。

ウ これらのことからすれば、本件開示請求の請求内容に合致する文書は本件行政文書のみであって、特定に誤りはないとの処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 付言

ア 当審査会において処分庁に確認したところ、本件開示請求前に審査請求人と処分庁との間で、愛知県下の留置施設に対して筆記具の貸与について指導する旨のやり取りがあったとのことである。このことからすると、審査請求人が開示を求める文書を予測しうるものであり、決定前に請求内容を補正することで追加対象文書を特定することが可能であったと考えられる。そのため、処分庁においては、今後、事案に応じて、開示請求者に請求の真意を確認するなどして、開示請求者が求める文書の開示に努めることが望まれる。

イ 処分庁は、本件開示決定後の請求内容の追加を請求内容の補正と捉え

た上で追加対象文書について別途決定を行ったと主張しているが、請求内容の補正については、決定前に開示請求者が求める請求内容を明確にするために行うものであることから、本件事案のように決定後に請求内容の追加を求める場合は、新たな開示請求として対応を行うべきであることに留意されたい。

別記 1

愛知県警察の刑事留置施設において、被疑者・被告人が刑事留置施設職員（留置業務管理者を含む）に対して筆記具（ペンを含む）の貸与を求めた場合の貸与の許否を判断するにあたって依拠すべき通達、内規、その他の準則が記載されたすべての行政文書（ただし、本日時点で有効なものに限る）。

別記 2

- ・愛知県警察留置管理規程（令和 6 年 1 月 30 日付け、愛知県警察本部訓令第 2 号）
- ・被留置者に貸与又は支給する物品（令和 3 年 6 月 24 日付け、総留発乙第 349 号）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 7 . 3 1	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 1 . 2 2 (第 720 回 審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 2 . 1 8 (第 722 回 審査会)	審議
8 . 3 . 2 4	答申